

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 誤りのあるガイドライン修正と、福岡市に倣い黙食を終わりに

質問要旨

本年 8 月 23 日の生活文教委員会の事務報告において、市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る 9 月以降の対応について、「体育の授業や登下校等では、子どもたちの心身の健康を優先し、マスクを外すよう指導します」、「マスク着用の有無により、差別や偏見が生じることがないように指導します」との報告があった。その後、保護者に同内容を含んだメールが送信されている。

これらの対応は、本年 2 月 28 日に全会一致で採択された請願第 12 号(市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて)など、かねてから求めてきたことであり、対応していただいていることは大変ありがたい。

一方で、本年 6 月定例会の一般質問でも指摘した、小平市立学校版感染症予防ガイドライン令和 4 年 6 月 7 日版の誤りについては修正される様子がなく、またその時にも指摘した、福岡市ではやめている黙食も、小平市では終わる気配がない。そこで、質問する。

1. 体育の授業や登下校時に、具体的に、どのような方法で、マスクを外す指導をするか。
2. マスク着用の有無により、差別や偏見が生じることがないように、具体的に、どのように指導するか。
3. 1 や 2 の指導が実際に実施されていることを、教育委員会としてどのように確認するか。
4. 本年 6 月定例会の一般質問で指摘したように、小平市立学校版感染症予防ガイドライン令和 4 年 6 月 7 日版の 3 ページに記載がある「エ 熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時や休憩時間における外遊び、屋外での教育活動においては、十分な距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。」は、文科省や厚労省が求めているものとは異なる対応であり、趣旨からしても間違っている。一方、今回の指導は、文科省や厚労省が求めているものに沿った「外すよう指導する」であるが、同ガイドラインには記載がない。この 2 点の問題が生じているのに、なぜ同ガイドラインを修正しないのか。
5. 本年 8 月 23 日の生活文教委員会事務報告で、給食について、東京都として黙食の徹底という指導があるので、黙食を継続せざるを得ないと考えている旨の発言があったが、具体的に、いつの時点の、どの文書で、そのような指導が行われているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
